

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金の概要

1 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金とは

昭和53年7月30日の沖縄県の交通方法変更を記念して、昭和54年から昭和57年にかけて、国が県に交付した総額20億円（国庫交付金5億円×4年）を、市町村及び一部事務組合が実施する道路事業、交通安全対策事業の財源として、市町村等に貸し付けることを目的に、昭和54年9月29日に設置された基金である。

2 貸付対象事業

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例（昭和54年条例第27号）第3条に規定する事業

事業名	事業内容
1 道路事業	1 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する道路の新設、改良及び舗装並びに道路の排水施設に関する事業 2 道路の維持管理等に必要な事業
2 交通安全事業	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する施設その他の交通安全施設に関する事業
3 街路事業	道路法第2条第2項第2号に規定する道路上の並木及び街燈等の整備に関する事業
4 区画整理事業	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する事業
5 その他	その他の道路交通安全対策施設事業で知事が特に必要があると認める事業

3 貸付限度額

- 当分の間、1市町村等につき一会計年度2億円
- 第6条第3項の規定の適用を受ける事業は、1合併市町村につき一会計年度2億円
- 令和4年度貸付総額 約1.0億円

交変資金の貸付対象事業について

<規則事項>

1 貸付対象事業(規則第3条)

条例第3条に規定する事業の内容は別表のとおりとする。

別表(第3条関係)

事業名	事業内容
① 道路事業	1 道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に規定する道路の新設、改良及び舗装並びに道路の排水施設に関する事業 2 道路の維持管理等に必要な事業
② 交通安全事業	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和41年法律第45号)第2条第3項第2号に規定する施設その他の交通安全施設に関する事業
③ 街路事業	道路法第2条第2項第2号に規定する道路上の並木及び街燈等の整備に関する事業
④ 区画整理事業	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する事業その他の区画整理事業
⑤ その他	その他の道路交通安全対策施設事業で知事が特に必要があると認める事業

一部改正〔平19年規則40号〕

交通方法変更記念特別事業貸付基金の貸付額の貸付利率（概要）

基準利率 = 財政融資資金貸付利率（元利均等・年賦） × 70%



- ◆前年度決算における実質収支の赤字額が地方財政法施行令第8条第2項の規定により算定した額以上となる団体
- ◆実質公債費比率18%以上35%未満の団体

